

宜野湾市上下水道事業経営ビジョンパブリックコメント手続に関する要領

(目的)

第1条 この要領は宜野湾市上下水道事業経営ビジョン(以下「本計画」という。)パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、本計画に関し情報を市民等に積極的に提供することにより、市民等に対する説明責任を果たすとともに、市民等の本計画に対する意見又は提案(以下「意見等」という。)の機会を確保することによって本計画の公正性と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「パブリックコメント手続」とは、本計画の意思決定の過程において、案の段階で公表し、市民等からの意見等を求め、提出された意見等に対する上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)の考え方を明らかにする一連の手続をいう。

2 この要領において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1)本市に住所を有する者
- (2)本市に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (3)本市の事務所又は事業所に勤務する者
- (4)市内の学校に在学する者
- (5)本計画に利害関係を有する者

(公表の方法)

第3条 本計画の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。但し、第2号については開庁時のみとする。

- (1)市のホームページへの掲載
 - (2)上下水道局での閲覧
- (意見等の提出期間及び提出方法)

第4条 事業管理者は、市民等が本計画の案について意見等を提出するために必要な期間として公表を行った日から14日間と定める。

2 意見等を提出しようとする市民等は、様式1へ住所、氏名及び電話番号等必要事項を記入し、次に掲げる方法で事業管理者に提出するものとする。但し、第1号については開庁時のみとする。

- (1)事業管理者への書面提出
 - (2)郵便
 - (3)ファクシミリ
 - (4)電子メール
- (意見等の処理)

第5条 事業管理者は、提出された意見等を考慮して本計画の意思決定を行うものとする。

2 事業管理者は、提出された意見等及びこれに対する市の考え方並びに本計画の案を修正した場合は当該修正の内容を速やかに公表するものとする。この場合において、市民等から提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する事業管理者の考え方をまとめて市ホームページにて公表するものとする。

3 事業管理者は提出された意見等のうち、本計画と関係のないもの又は第三者を誹謗中傷するものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。
(個人情報の保護)

第6条 事業管理者は、意見等の提出に伴い収集した個人情報については宜野湾市個人情報保護条例(平成13年宜野湾市条例第17号)の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。